

令和2年7月1日  
学 務 課

## 令和3年度 指定校変更の制限について

### 1 主旨

区教育委員会では「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。一方、法令により相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、区では申請の理由が相当と認められ、かつ受け入れる学校においても支障がない場合には、指定校の変更を許可している。

しかしながら、通学区域内の児童・生徒の著しい増加などにより、他からの受入れが困難であると見込まれる場合は、指定校変更を制限することにより対応している。

### 2 令和3年度の指定校変更の制限校

小学校（10校）：桜小・桜丘小・中丸小・松丘小・京西小・二子玉川小・  
塚戸小・明正小・芦花小・**山野小**  
中学校（2校）：烏山中・砧中  
（新規制限校）

### 3 今後のスケジュール（予定）

7月15日 区のおしらせ、世田谷区のホームページに掲載予定。

※ 就学時健康診断などの機会に、学校を通じて保護者向け案内チラシを配布、周知する。

※ 新規制限校となる山野小の制限に関しては、別途周辺地域の保育園・幼稚園に情報提供を行い、保護者への周知を依頼する。